平成２２年（フ）第１５４号
大分市大字杉原758番地の８
債務者　福田　芳一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
大分県日田市天瀬町合田1159番地１
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２４号
大分県日田市城町２丁目９番８号寿マンションＢ―103号
債務者　白石　智子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第６４号
高知県南国市駅前町２丁目５番15―３号　野村ハイツ202号
債務者　本部　貢司
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７号
宮崎市新別府町薦藁712番地１　パティオ新別府202号
債務者　横山　利裕
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１００号
宮崎市下北方町野田628番地３　第一大宮ハウス208号
債務者　内八重国明
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南6936番地５
債務者　河野　伸宏
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３６号
宮崎市大塚町権現前1001番地４
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６０号
宮崎県小林市細野34番地６
債務者　外薗ヒロミ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６１号
宮崎県都城市山之口町花木2444番地４
債務者　永留千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２７号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2101番地１、住民票上の住所鹿児島県志布志市有明町伊崎田8829番地11
債務者　廣地智穂子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目19番１号、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町有里7296番地
債務者　立石　真悟
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
愛媛県新居浜市徳常町２―134　サントスビル、住民票上の住所沖縄県南城市佐敷字新開１番地236　県営新開第二団地２―104
債務者　永吉　盛人
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９６号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地236　県営新開第二団地２―104
債務者　永吉　睦美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０９号
沖縄県那覇市辻２丁目18番３号
債務者　下地　徹也
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０号
長野県上田市塩川3162番地
債務者　岩下惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３７号
長野県上田市中野854番地８
債務者　小林　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部